

○ 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（資産対応証券の募集等の取扱いの届出）</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 管轄財務局長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出書の副本に受理番号を記入した上で、当該副本を届出者に還付しなければならない。</p> <p>（事故の確認を要しない場合）</p> <p>第十九条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一七 略」</p> <p>八 和解が成立している場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ ロの支払が事故（準用金融商品取引法第三十九条第三項に規定する事故をいう。第十号及び第二十一条において同じ。）による損失の全部又は一部を補填するために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証す</p>	<p>（資産対応証券の募集等の取扱いの届出）</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 管轄財務局長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出書の副本に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本を届出者に還付しなければならない。</p> <p>（事故の確認を要しない場合）</p> <p>第十九条 「同上」</p> <p>「一七 同上」</p> <p>八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ ロの支払が事故（準用金融商品取引法第三十九条第三項に規定する事故をいう。第十号及び第二十一条において同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>る書面又は電磁的記録（金融商品取引法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。）が特定目的会社又は特定譲渡人に交付され、又は提供されていること。  「九・十 略」  「2・3 略」</p>	<p>。する書面が特定目的会社又は特定譲渡人に交付されていること。  「九・十 同上」  「2・3 同上」</p>
---------------------------	---	---